

令和5年度 第12回丹波市農業委員会

定例総会議事録

令和6年3月25日

令和5年度 第12回定例総会議事録

1. 日 時 令和6年3月25日 午後1時30分
2. 場 所 丹波市立春日住民センター大会議室
3. 出席者

○農業委員 (23名)

- |        |            |           |           |
|--------|------------|-----------|-----------|
| (柏原地域) | 1番 亀井 昌一   | 2番 堀 巧    |           |
| (氷上地域) | 3番 池田 将徳   | 4番 荻野 恭敏  | 5番 兼古 善明  |
|        | 6番 平松 稔久   | 7番 福井 脩   | 8番 山本 浩子  |
| (青垣地域) | 9番 足立 篤夫   | 10番 足立 年一 | 11番 荻野 一喜 |
| (春日地域) | 12番 荻野 隆太郎 | 13番 小橋 季敏 | 14番 新才 泰則 |
|        | 15番 婦木 克則  |           |           |
| (山南地域) | 17番 岸本 好量  | 18番 田中 幸治 | 19番 野垣 克己 |
|        | 20番 和田 憲治  |           |           |
| (市島地域) | 21番 荒木 嘉信  | 22番 荻野 広  | 23番 橋本 慶子 |
|        | 24番 米田 豊   |           |           |

○欠席委員 (1名)

- 16番 細見 滋樹

○事務局 (3名)

4. 議事

- 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- 議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第 3 号 非農地証明願承認について
- 議案第 4 号 地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について (別冊)
- 議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について (別冊)
- 議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について (別冊)
- 議案第 7 号 丹波市農業委員会運営規則の一部改正について (別冊)
- 議案第 8 号 丹波市農業委員会事務局規程の一部改正について (別冊)
- 議案第 9 号 丹波市農地法実施細則の一部改正について (別冊)
- 議案第10号 農業経営基盤強化促進法第15条に基づく丹波市農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続規程の一部改正について (別冊)
- 報告第 1 号 農地の一時利用届について
- 報告第 2 号 農地の形状変更届について
- 報告第 3 号 農地法施行規則該当転用届について
- 報告第 4 号 土地改良事業の届出について
- 報告第 5 号 公共工事の届出について
- 報告第 6 号 青年等就農計画の認定について (別冊)

5. 閉会

## 1. 開会

○議長 失礼します。定刻より少し早いですが、皆さんお集まりですので、会議を始めたいと思います。

ただいまより、令和5年度丹波市農業委員会第12回定例総会を開会いたします。

初めに、岸本会長から御挨拶をお願いいたします。

## 2. 会長あいさつ

○岸本好量会長 (会長あいさつ)

○議長 ありがとうございます。

事務局から、会議の開催について、報告をお願いします。

○事務局 事務局です。

本日の定例総会の出席人数でございます。在任24名中、議席番号16番の細見委員から欠席届が提出されており、出席委員は23名となっております。

農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会が開催できますことを、御報告いたします。

## 3. 議事録署名委員の指名

○議長 日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。

本日は、議席番号21番の荒木委員、議席番号22番の荻野委員、両委員よろしくお願いいたします。

なお、本総会の議事録は、後日作成しますので、署名押印をお願いいたします。

## 4. 議事

～ 議案第1号 所有権移転 番号1番～番号32番 ～

～ 議案第1号 賃貸借権設定 番号1番 ～

～ 報告第3号 番号1番 ～

○議長 日程4番、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号1番～番号8番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番と番号2番を、一括して議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番と番号2番は、効率よく農業を行うために、お互いの農地を売買によって交換取得したいというもので、図面は9ページに示しています。

交換取得した農地では、これまでどおりシキミを栽培されるということです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要

件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。  
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号3番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号3番は、売買により農地を取得し、経営規模を拡大したいというものです。図面は10ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号4番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号4番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は11ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号5番を議席番号○番の○○が説明します。

番号5番は、農地を売買により取得し、農業を始めたいというものです。図面は12ページに示しております。

この方は、農地を今現在持っておられません、お父さんが農業をされておりますので、そちらに手助けいただきながら、農業を始めたいというものです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号6番を議席番号○番の○○が説明します。

番号6番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、今現在、耕作されております農地の隣を購入されて一体的に利用するというものです。図面は12ページにあります。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号7番、番号8番を、議席番号○番の○○が説明をいたします。

番号7番につきましては、売買により農地を取得し、農業経営を拡大したいというものであります。図面は13ページに示しております。

地域委員会といたしましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号8番は売買により農地を取得し、農業経営を開始したいというものでございます。図面は13ページに示しております。

今も拠点となっております場所に、作業用の農機具として、草刈機、耕運機等があり、ゆくゆくは両親と一緒に生活をされる予定でございます。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可すべきものと決定いたします。  
番号7番について、質問、意見等はございませんか。  
(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。  
番号7番について、許可することとしてよろしいですか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可すべきものと決定いたします。  
番号8番について、質問、意見等はございませんか。  
(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。  
番号8番について、許可することとしてよろしいですか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可すべきものと決定いたします。  
次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号9番～番号11番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。  
青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。  
番号9番は、売買により農地を取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は14ページに示しております。  
地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認いたしております。

この譲受人は現在、市外に住所がございまして、14ページの図面の拠点というところが、この譲受人の生家でございまして、ここに2軒ほど住宅が以前あったんですけども、それを更地に戻されて、小さな建物を建てて、そこを拠点として耕作できるような形にされております。  
また、この拠点でも、栗を何本か栽培されて、その管理もされており、またこの近くに会社の事務所も持たれていまして、従業員が何人かおられて、山等の管理もされておるといふような状況でございまして、管理する分には問題がないと確認しております。

○委員 番号10番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。  
番号10番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は15ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。  
御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員 番号11番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。  
番号11番は、住宅とともに農地を売買により取得し、農業を始めたいというもので、図面は16ページに示しています。  
集落内に住む父親の協力を得て、野菜を栽培する予定です。  
なお、耕運機と草刈機の購入を考えています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、許可すべきものと決定いたします。

番号10番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、許可すべきものと決定いたします。

番号11番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 すいません。これちょっと聞かせてほしいんですけど、進入路っていうか、この農地へ入るのは、左側のこの家から、そこが拠点いうか。

○委員 そういことです。左の家です。

○委員 はい、分かりました。

○議長 よろしいですか。

ほかに、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号11番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号11番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号12番～番号18番、報告第3号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号12番につきまして、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号12番は、農地を贈与によって取得し、規模を拡大したいというものでございます。図面は17ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしく申し上げます。

番号13番につきましても、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号13番につきましては、これは農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいというものでございます。図面は18ページに示しております。

ここにつきましては、スイートコーンと小豆を作りたいということでございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号14番につきましても、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

ここは、新たに農地を取得し、農業経営を始めたいということでございます。図面は19ページに示しております。

図面を見ていただきましたように、隣に拠点ということで、準備しております。この方は今、市内の別の地域に住まわれておられます。ここは果樹を作りたいということでございます。

草刈機とか、小さな農機具はそろえておられます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号15番も、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号15番につきましては、これも農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいというものでございます。図面は20ページに示しております。

この方の家はすぐ近くでございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、72ページに記載のとおり、申請地の一部に、農業用倉庫を設置するというので、併せて2アール未満の届出をされております。

20ページの図面の黒色部分に、農業用倉庫を設置するというのでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

なお、利用計画につきましては、東側農地は果樹、それから西側農地は、ジャガイモを栽培するというのでございます。

続きまして、番号16番につきましても、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

これにつきましては、農地を贈与によって取得し、経営規模を拡大したいというものでございます。この図面は21ページに示しております。

申請地は、譲受人の居住地と隣接しております。利用計画は果樹ということで、特にイチジクを栽培したいということでございます。

経営規模を拡大したいというものでございまして、図面は21ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号17番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号17番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は22ページ、23ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要

件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。  
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号18番も、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号18番は、農地を売買により取得し、栗を栽培したいというもので、図面は24ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号12番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号12番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号12番は、許可すべきものと決定いたします。

番号13番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号13番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号13番は、許可すべきものと決定いたします。

番号14番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号14番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号14番は、許可すべきものと決定いたします。

番号15番、並びに報告第3号の番号1番につきまして、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号15番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号15番は、許可すべきものと決定いたします。

報告第3号の番号1番について、御承知おきください。

番号16番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号16番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号16番は、許可すべきものと決定いたします。

番号17番について、質問、意見等はありませんか。

〇〇委員。

○委員 ちょっと情報違ってるかもしれないですけど、この方はニンニクの栽培を広くやっていると  
思うんですけど、今回この申請地は何を植えられるんですか。

○委員 水稲と、野菜、ニンニクも書いてありますけど。まあ水稲が主になると思います。

○委員 ここはよく水に浸かる問題があるんで。それなら分かりました。水稲やったら分かりま  
す。

○議長 よろしいですか。

ほかに質問、はい。

○委員 ちょっと余計なことかもしれないですけど、譲り受けられる方、住所見たら、ちょっと  
遠方やと思うんですけど、面積も多いし、まあちょっと御高齢やし、失礼ですけど、大丈夫か  
なって。

○議長 春日地域委員会から。

○委員 はい。一応息子さんが手伝うということで。今、機械もそれぞれたくさん持っておられ  
るんで。

○委員 なるほど。分かりました。

○議長 よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○議長 ほかに質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号17番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号17番は、許可すべきものと決定いたします。

番号18番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号18番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号18番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号19番～番号25番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号19番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号19番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は25  
ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要  
件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。  
御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号20番を、議席番号○番の○○が説明をいたします。

番号20番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は26ページに示しております。

図面に示しておりますように、併せて近くの空き家を購入いたしまして、ここを拠点に就農される予定でございます。同時に、その空き家を○○として開店したいということで、農地には○○で提供する野菜と果樹を栽培される予定です。

農機具としましては、草刈機を持っておられまして、あと耕運機を確保される予定でございます。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、番号21番を、議席番号○番の○○が説明させていただきます。

番号21番は、同じく農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は27ページに示しております。

譲受人は、従来から同地域内で○○などを経営されており、このたび近くにあります空き家を購入しまして、ここを拠点に就農を開始される予定です。それで、○○のほうに提供される野菜・果樹を栽培される予定でございます。

こちらの方も、草刈機は持っておられますが、耕運機は今後確保される予定でございます。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号22番から番号24番までを、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号22番は、親子間で農地を贈与し、農業を承継したいというもので、地図は28ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

続きまして、番号23番、これは農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、地図は29ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

番号24番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、地図は30ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号25番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号25番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は31ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号19番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号19番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号19番は、許可すべきものと決定いたします。

番号20番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号20番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号20番は、許可すべきものと決定いたします。

番号21番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号21番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号21番は、許可すべきものと決定いたします。

番号22番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号22番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号22番は、許可すべきものと決定いたします。

番号23番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号23番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号23番は、許可すべきものと決定いたします。

番号24番について、質問、意見等はありませんか。

はい、〇〇委員。

○委員 すいません。この方は、何を作られるんですか。

○委員 ニンニクです。管理機と草刈機を持っておられます。周りがもう宅地になってますんで、水も入らないし、ニンニクを作られる予定です。

○委員 分かりました。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号24番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号24番は、許可すべきものと決定いたします。

番号25番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号25番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号25番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号26番～番号32番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号26番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号26番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は32ページに示しています。

譲受人は、隣接の家屋を購入し、ここを拠点として就農をするもので、今後トラクター、田植機、コンバインを購入する予定と聞いております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

続きまして、番号27番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号27番は、農地を贈与より取得し、経営を拡大したいというもので、図面は33ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○委員 番号28番から番号32番までを、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号28番は、農地を売買により取得し、農業経営を拡大したいというもので、図面は34ページです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号29番も、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は35ページです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号30番も、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は36ページです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、この方は新規就農ですが、地図の右側の集落に民家を購入、トラクター等の農機具ですが、同じ地域に推進委員さんがおられますので、一緒に手伝うということを聞いております。

番号31番も、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は37ページです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号32番も、農地を売買により取得し、農業経営を規模拡大したいというもので、図面は38ページ、39ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、この方は、先月に利用権を設定して、現在2反5畝ほどの農地を作っておられますが、親方農家のもとで修行中で、5月にはこちらのほうの拠点に移られる予定になっております。

トラクター等、購入予定と伺っております。

よろしく申し上げます。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号26番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号26番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号26番は、許可すべきものと決定いたします。

番号27番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号27番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号27番は、許可すべきものと決定いたします。

番号28番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号28番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号28番は、許可すべきものと決定いたします。  
番号29番について、質問、意見等はありませんか。  
(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。  
番号29番について、許可することとしてよろしいですか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号29番は、許可すべきものと決定いたします。  
番号30番について、質問、意見等はありませんか。  
(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。  
番号30番について、許可することとしてよろしいですか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号30番は、許可すべきものと決定いたします。  
番号31番について、質問、意見等はありませんか。  
(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。  
番号31番について、許可することとしてよろしいですか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号31番は、許可すべきものと決定いたします。  
番号32番について、質問、意見等はありませんか。  
(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。  
番号32番について、許可することとしてよろしいですか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号32番は、許可すべきものと決定いたします。  
次に、農地法第3条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、賃貸借権設定、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、農地を賃貸借により借り受け、丹波市立農の学校の研修圃場として利用するための申請です。図面は41ページです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項第1号の不許可の例外として定める、農地法施行令第2条第1項第1号の権利取得後において、耕作または養畜の事業に供すべき農地の全てについて、耕作を行うと認められ、かつ地方公共団体がその権利を取得しようとする農地を公用または公共用に供すると認められることを確認しております。

よろしくをお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、すみません。○○委員。農の学校の耕作面積は。

○委員 一応耕作面積が、今約2ヘクタールほどあるらしいです。

○議長 農の学校の。

○委員 農の学校の耕作面積が。

○議長 2ヘクタール。

○委員 はい。

○議長 はい。有効に使っていただいているということで、よろしいですか。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。

～ 議案第2号 所有権移転 番号1番～番号4番 ～

～ 議案第2号 使用貸借権設定 番号1番 ～

○議長 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番につきまして、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号1番につきましては、売買によって、一般住宅・露天駐車場として利用するための申請です。図面は44ページに示しております。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断されると考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

なお、雨水排水につきましては、隣接する既存の用悪水路に接続されます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号2番～番号4番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号2番は、農地を売買により取得し、露天駐車場として利用するための申請です。図面は26ページに示しております。

これは、先ほど第3条申請のときに、説明をさせていただきましたように、拠点でありますところに〇〇、〇〇を経営されるわけですけれども、駐車場がないために、向かいの農地を取得されて、露天駐車場として利用されるものでございます。

申請地の農地区分としましては、街区面積に占める宅地面積の割合が、40パーセントを超えているため、第3種農地と判断されると考えています。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員 番号3番、番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号3番は、売買により、露天駐車場として利用するための申請です。図面は45ページに示しております。

申請地の南側にあります空き家を購入し、〇〇を開くに当たり、来客用の駐車場として利用するための申請です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であるため、第2種農地と判断されます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

続きまして、番号4番は、売買により、一般住宅及び露天駐車場として利用するための申請です。図面は46ページに示しております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしている地域ですので、第3種農地と判断します。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、使用貸借権設定、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、借受人が一般住宅、庭、露天駐車場を建設するため、使用貸借権を設定し、転用する申請です。図面は48ページに示しています。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

使用貸借契約書案も添付されております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第3号 番号1番～番号8番 ～

○議長 議案第3号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は52ページに示しています。

3月14日に確認したところ、現地は、物置となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和20年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等がございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いいたします。

○事務局 議案第3号、番号2番～番号5番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は53ページに示しております。

3月13日に確認したところ、現地は、東屋、植木、池となっていて、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響ないと思込まれます。

農地でなくなった時期については、平成14年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題がないと考えます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は12ページに示しております。

3月13日に確認したところ、離れた1筆は山林で、昭和40年頃、あと2筆のうち東側は

住宅跡地で、平成4年頃、西側は駐車場と庭で、平成元年頃に農地でなくなり、農地への復旧は困難であり、周囲の現状から見て、非農地と判断しても、特段影響がないと見込まれます。

地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号4番、番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号4番につきましては、地目変更のための非農地証明願です。図面は13ページに示しています。

3月13日に確認したところ、現地は、住宅、庭、倉庫になっており、農地への復旧は困難であります。周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段問題はないと見込まれます。

農地でなくなった時期は、昭和30年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断について、3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

番号5番も、地目変更のための非農地証明願です。図面は54ページに示しています。

3月13日に確認したところ、現地は住宅と物置となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和42年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。  
番号5番について、質問、意見等はございませんか。  
(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。  
番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。  
次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号6番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。  
春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号6番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。  
番号6番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は、55ページに示しております。  
3月14日の春日地域委員会で確認したところ、現地は進入路、カーポート、物置となっております。農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見ても、非農地と判断しても、特段に影響はないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期につきましては、平成10年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。  
番号6番について、質問、意見等はございませんか。  
(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。  
番号6番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。  
次に、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号7番、番号8番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。  
市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。  
番号7番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は32ページに示しています。  
3月12日の市島地域委員会にて確認したところ、現地は農業用倉庫と露天資材置場になっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成13年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としましては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号8番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号8番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は56ページに示しております。

3月12日の地域委員会で確認しましたところ、現地は山林となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成10年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

ここで休憩を取ります。

(休憩)

(再開)

○議長 会議を再開いたします。

#### ～ 議案第4号 ～

○議長 議案第4号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番について、3月12日の山南地域委員会において確認をしましたが、現地は露天駐車場の一部となっており、照会のとおり雑種地として取り扱うことに、問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第4号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第4号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答いたします。

## ～ 議案第5号 ～

○議長 議案第5号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号朗読

○議長 それでは、柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番から番号5番までを、3月14日の柏原地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに、特に意見はありません。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

柏原地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、柏原地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

続きまして、通常でしたら氷上地域ですが、内容に少し説明等が必要ですので、先に山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号105番から番号113番までを、3月12日の山南地域委員会において、確認をしました。

そのうち、24ページの111番、こちらについては、新たに農業経営を開始するという一般法人であるために、丹波市農業委員会統一事項の番号46番に基づいて、面談を行いました。

実務必携のインデックス2番の7ページ、番号46番のところでは、これは法人の関係でありますので、地域委員会への出席を求めました。今回、利用権の設定を受けるこの法人は、これまで当該農地を耕作してきた法人の事業を引き継ぐというものでございます。

その点を踏まえて、これまでの農地管理に対する課題や、地元の方々、各団体含めた意見等

をこちらからその法人にお伝えして、その対応策について、聞き取りを行いました。

令和6年度から作業員を増員するとか、除草時期を増やす、機械の導入などを図って、しっかり耕作する旨、約束をいただきましたので、山南地域委員会としては、今後も動向は注視していくということで、結論に至りました。

結果、番号105番から番号113番までについて、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事するなど、旧農業経営基盤促進強化法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

山南地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、山南地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

続きまして、氷上地域におきましては、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号6番から番号49番までを、3月13日の氷上地域委員会において、確認をいたしました。全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えますので、決定することに、特に意見はありません。

なお、番号41番は、先ほど山南地域委員会のほうから御説明がございまして、本来であれば、地域委員会に法人の出席を求めて、農地の効率的利用、農作業の常時従事、地域調和等に適合しているかを確認することとなっております。

氷上地域委員会といたしましては、前日に山南地域委員会がこの案件で、出席を求められていたため、その内容を確認し、農業参入に対する意欲等を確認させていただきました。

氷上地域委員会としても、当該法人が農地を効率的に耕作いただけるものとして、今後はその様子を見守っていくということで、結論に至りました。

以上でございます。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

氷上地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 異議がございませんので、氷上地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。  
復席をお願いします。

(該当委員復席)

- 議長 続いて、青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。  
○委員 番号50番から番号59番までを、3月13日の青垣地域委員会において確認いたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。  
○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。  
質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。  
青垣地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 異議がございませんので、青垣地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。  
ここで議長を交代いたします。  
○議長 春日地域につきまして、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

- 議長 春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。  
○委員 番号60番から番号104番までを、3月14日の春日地域委員会において確認いたしました。先ほど山南地域委員会と氷上地域委員会からの御報告があったように、春日地域においても、番号98番については、今回新たに農業経営を開始する法人であるため、丹波市農業委員会統一事項番号46番に基づきまして、春日地域委員会にお越しいただき、面談をいたしました。

この法人が今回利用権設定を受ける農地については、これまで農地所有適格法人が耕作していた農地であります。

以前からこの農地所有適格法人の草刈りや栽培方法などについて、地元から苦情を受けたり、地域委員会で面談を行ったりした経緯もあるため、それも含めて、現在の農地管理の状況や今後の計画について、聞き取り調査を行いました。

その結果、これまで問題となっていた草刈り等については、現地点では特に問題がなく、令和6年度からは、作業員の増員や、新たな機械導入により適正に管理をしていくということ、

また栽培についても、従業員を増員することにより、管理体制がよくなり、収量の増加も見込まれると説明を受けましたので、春日地域委員会としましては、今後も引き続き状況を確認していくということで、今回の利用権設定については、認めることといたしました。

よって、番号60番から番号104番までについて、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

春日地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、春日地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いします。

(該当委員復席)

○議長 ここで議長を交代いたします。

続きまして、市島地域委員会から確認報告ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号114番から番号137番までを、3月12日の市島地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

～ 議案第 6 号 ～

○議長 議案第 6 号、農用地利用集積等促進計画に係る意見についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 6 号朗読

○議長 氷上地域委員会からの確認報告ですが、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 1 番から番号 23 番までを、3 月 13 日の氷上地域委員会において確認いたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに、特に意見はありません。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

氷上地域における農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の決定について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、農用地利用集積等促進計画の決定について、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続きまして、春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 24 番と番号 25 番を、3 月 14 日の春日地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

春日地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、春日地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

～ 議案第7号 ～

～ 議案第8号 ～

○議長 議案第7号、丹波市農業委員会運営規則の一部改正についてを議題といたします。

それでは、この議案第7号と議案第8号、丹波市農業委員会事務局規程の一部改正について、この2案につきましては、関連がございますので、併議とさせていただきます。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第7号、議案第8号朗読

○議長 事務局から提案説明をお願いします。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

私のほうから、説明をさせていただきます。失礼ながら、着席して説明を申しあげます。

資料は、別冊資料の2ページを御覧ください。

まずは、丹波市農業委員会運営規則の一部改正についてでございます。

現行の第1条につきましては、条文の誤字修正でございます。

現行第16条、第17条、第18条につきましては、後ほど説明いたします。

事務局規程で統合することから、改正するという内容でございます。

施行日は、公布の日としておりまして、本日の議決後に、直ちに公布をさせていただきたいと考えております。

資料をめくっていただきまして、4ページを御覧ください。

4ページにつきましては、事務局規程の一部を改正するという内容でございます。

まず、第3条でございますが、5ページに示しております。事務分掌規程から、こちらのほうへ統合するというのがまず1点目でございます。

それから、丹波市内の行政委員会の他の規程との整合性ということで、第3条の組立てをし直したというところがございます。

それから、5ページ、事務分掌規程の第3条です。分掌事務につきましては、事務局規程の第5条です。改正後の第5条で、統合をするということにしております。

第6条につきましては、誤字修正でございます。定義付けをしてはいたしましたが、以下定義付ける必要がございませんので、こちらは削除ということにしてございます。

最後、事務局規程の一部改正に伴いまして、5ページの事務分掌規程は、附則で、廃止をさせていただきたいと思っております。

施行日につきましては、公布の日となっております。本日の議決後、直ちに公布に移りたいと考えております。

以上でございます。

○議長 事務局からの説明が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、採決をとります。

丹波市農業委員会運営規則の一部改正について、並びに丹波市農業委員会事務局規程の一部改正について、原案のとおり決定することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、丹波市農業委員会運営規則の一部改正について、並びに丹波市農業委員会事務局規程の一部改正について、原案のとおり決定することといたします。

なお、本日から施行するということになりますので、御承知おきください。

### ～ 議案第 9 号 ～

○議長 議案第 9 号、丹波市農地法実施細則の一部改正についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 9 号朗読

○議長 事務局から内容説明をお願いします。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

こちらは、条文の誤字修正ということで、引用条文の表記でございます。

現行・改正後、御確認いただいたとおりでございます。

施行日につきましては、公布の日としておりまして、議決後直ちに公布に移りたいと考えております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 事務局からの説明が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決を行います。

議案第 9 号、丹波市農地法実施細則の一部改正について、原案のとおり決定することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、丹波市農地法実施細則の一部改正について、原案のとおり決定することといたします。

なお、本日から施行するということになりますので、御承知おきください。

### ～ 議案第 10 号 ～

○議長 議案第 10 号、農業経営基盤強化促進法第 15 条に基づく丹波市農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続規程の一部改正についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 10 号朗読

○議長 事務局から説明をお願いします。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

改正理由でございますが、農業経営基盤強化促進法の改正によりまして、条ずれ等を起こしております。この条ずれを解消したいということで、表題部、それから第1条については、条ずれ解消のための改正ということでございます。

第2条ほかでございますが、現行は対象者を認定農業者に限定しておりますが、認定農業者と認定就農者、丹波市は認定新規就農者を言っておりますが、この2者に変更をするものでございます。

あと、現行の第5条で、勸奨とございますが、こちらは、法改正後に、この項目が削除されておりますので、削除ということになります。

10ページですけれども、別表で調整基準の整理をしております。

別表ア、それからウにつきましては、地域計画の策定に伴いまして、それに係る記述の追加でありますとか、削除をしております。

あと、別表エでございます。現行のところで、当該本文中、読みますけれども、「当該農用地を最も効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うことができる」と認められる者に対し、優先的に利用権設定等の調整を行う」と。「最も効率的に利用して」という文面がございますが、「さらにこの場合において」ということで、農業経営改善計画の達成で、優先順位を行うという項目がございます。二本立てで、優先順位を決定するということになってございますが、改正後につきましては、最も効率的に利用することができる者を優先して、利用権設定を行うということで、整理をしたいと考えております。

こちらにつきましても、施行日は公布の日ということで、議決後直ちに公布に移りたいと考えております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 事務局からの説明がございました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第10号、農業経営基盤強化促進法第15条に基づく丹波市農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続規程の一部改正について、原案のとおり決定することとして、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、農業経営基盤強化促進法第15条に基づく丹波市農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続規程の一部改正については、原案のとおり決定することといたします。

なお、本日から施行するということになりますので、御承知おきください。

## ～ 報告第1号 番号1番～番号2番 ～

○議長 報告第1号、農地の一時利用届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第1号、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

各地域委員会から、補足することはございませんか。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が補足します。

図面で言いますと、一時利用される農地の左側に石垣がありまして、それを修繕するために農地を全面利用されるということです。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が補足いたします。

番号2番は、地元の〇〇が、イベントに伴う露天駐車場に使用するための、一時利用届でございます。図面は67ページに示しております。

なお、現状に石灰でラインを引いて、使用するという内容になってます。

○議長 質問等ございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等、ないようですので、報告第1号、農地の一時利用届について、御承知おきください。

## ～ 報告第2号 ～

○議長 報告第2号、農地の形状変更届について事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第2号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から、補足することはございませんか。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が補足します。

番号1番は、圃場内に段差があり、農作物の耕作に伴う各種作業効率を上げるためのかさ上げ工事を行い、作業効率の向上を図るための、形状変更です。図面は70ページに示しております。

地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われれます。計画している作物は黒大豆で、隣接する農地に、土砂等の流出を防ぐために、L型擁壁を設置します。

以上です。

○議長 補足説明が終わりました。

質問等ございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号、農地の形状変更届について、御承知おきください。

## ～ 報告第3号 ～

○議長 報告第3号、農地法施行規則該当転用届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第3号、番号2番～番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

各地域委員会から、補足することはございませんか。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が補足いたします。

番号2番につきましては、経過書が添付されております。その経過書添付につきましては、届出人のおじいさんが、昭和50年頃に、届出なしで農業用倉庫を建てたという経過でございます。

以上です。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が補足します。

番号3番は、農の学校が現在使っている農業用倉庫が手狭になったため、今借りている農地に、新たに農業用倉庫を新築するという届出です。

○議長 番号2番、番号3番につきまして、質問等はありませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号、農地法施行規則該当転用届について、御承知おきください。

#### ～ 報告第4号 ～

○議長 報告第4号、土地改良事業の届出について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第4号、番号1番朗読

○議長 事務局から説明がございました。補足はございますか。

パイプラインを敷設されるので、その貯留施設だと思います。

質問等はありませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第4号、土地改良事業の届出について、御承知おきください。

#### ～ 報告第5号 ～

○議長 報告第5号、公共工事の届出について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第5号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。補足等はございますか。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が補足します。

届出地は、砂防設備修繕工事の工事用車両の進入路として使用するため、当該農地を一時利用するものです。図面は79ページです。

所有者同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

以上です。

○議長 期日は本日になってますが。

○委員 今日確認しましたら、やっぱり天候が悪いためか、まだミキサー車がちょっと入っております。

○委員 工期が延びているみたいです。

○議長 もし大幅に延長するようであれば、延長する旨の届を出してもらうようにお願いします。質問等はありませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第5号、公共工事の届出について、御承知おきください。

## ～ 報告第6号 ～

○議長 報告第6号、青年等就農計画の認定について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第6号、番号1番～番号6番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

質問等はありませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第6号、青年等就農計画の認定につきまして、御承知おきください。

本日の議事は全て終了しました。

全般を通して、何か質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ないようでしたら、事務局。

○事務局 (事務連絡)

○議長 最後に、私、丹波市立春日中学校のトライやる・ウィーク推進協議会の推進委員をしております。春日中学校によると、農業関係へ実習に行きたいという希望者が、10人を超すので、春日地域の中で、農業者として受け入れてくれるところを探してくれないですか、という依頼を受けました。その中で、農業委員さんとか、推進委員さんをお願いして、4軒を確保させていただいて、それぞれ2名とか3名とかの受入れになるというふうに思います。

それぞれの地域で、そういう要望があれば、まず農業委員さんのところに相談をしてくださいということ。後継者育成ということで、ぜひ御協力いただいて、少しでも後継者が育つように、特に地元の後継者が育ったらありがたいなというふうに思っておりますのと、今認定新規の方がいらっしゃいますが、中身を確認しますと、農の学校の卒業生が非常に多いということで、今年も卒業生で、地元に残るという方が、多分8人か9人ぐらいありました。

そういう中で、特に若い人、外国の人で就農する人っていうのが結構あるのかなというふうに思いますので、それぞれの地域で、農業委員さん、また推進委員さん、よく相談に乗っていただいて、それから若い人を育てるということを、今後も引き続きお願いしたいなというふうに思います。

それでは、4月から新しい年度になります。また第1回から始まりますので、新年度もどうぞよろしくをお願いします。

それでは、これで会議は閉じたいと思います。どうも御苦勞さまでした。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和6年3月25日

議 長 ㊟

---

議事録署名委員（21番委員） ㊟

---

議事録署名委員（22番委員） ㊟

---